

議案第 19 号

議決第 号

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の件

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

始良市空家等対策協議会条例（平成28年始良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。